

## 芦屋市立中学校の部活動の地域展開推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 芦屋市立中学校（以下「学校」という。）の生徒にとって望ましい活動環境の構築と地域における子供たちの活動の場確保を図る観点から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁及び文化庁策定）を踏まえた学校における部活動の終了と、地域クラブ活動への展開に向けて取り組むため、芦屋市立中学校の部活動の地域展開推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域クラブ活動」とは、学校の生徒が継続して親しむことができ、学校の教育課程外の活動として行われる地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動をいう。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、部活動の地域展開に係る次に掲げる事項を所掌し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (3) 児童生徒等及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者
- (4) 芦屋市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、学校における部活動に係る事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。